

# 上野文化の杜サポーター 規約

制 定 2018 年 8 月 21 日

## 第 1 条(趣旨)

この規約は、上野文化の杜新構想実行委員会及びアーツカウンシル東京（公益財団法人東京都歴史文化財団）（以下あわせて「主催者」という。）が主催する社会的包摂文化芸術創造発信拠点形成プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）においてボランティア活動に従事する「上野文化の杜サポーター」（以下「サポーター」という。）に適用される事項を定める。

## 第 2 条(目的)

プロジェクトは、多様な価値観を尊重するインクルーシブ・アートを軸としてアーティストとサポーターが共創的に事業を推進することを目標としている。

主催者は、プロジェクトを支えるサポーターのイベント運営補助や観客誘導、介助サポート、作品の制作支援、作品案内等のボランティア活動を通じて、サポーターと一緒にプロジェクトを盛り上げると共に、今まで文化プログラムを身近に感じられなかった人々が共に芸術文化創造拠点形成に資することを目的に活動をする。

## 第 3 条(活動内容等)

サポーターは、前条の目的を理解したうえで、次に掲げるボランティア活動（以下「サポーター活動」という。）を行う。

- (1) アクセシビリティ向上を目的とした講習会やサポーター同士の関係性を作るワークショップ等への参加
- (2) ワークショップの運営補助、来場者にプログラムの見どころや周辺情報を提供する活動
- (3) 広報宣伝活動、アーティストの制作支援等

## 第 4 条 (活動場所)

サポーター活動は、次の場所及び主催者が別途指定した場所において行うものとする。

活動場所：上野恩賜公園及びその周辺地域

## 第 5 条(参加・登録条件)

1 サポーター活動に参加しようとする者は、所定の期間内に、主催者が設置するプロジェクト事務局（以下「事務局」という。）へのサポーター登録をしなければならない。

2 サポーター登録をする者は、以下の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 18 歳以上であること。
- (2) 多様な価値観を尊重するインクルーシブ・アートを軸に、上野の新たな魅力を発信するプロジェクトの基本的な考え方に理解があり、事業趣旨に賛同できること。
- (3) 自分以外のサポーターを尊重し、また新しいメンバーに対して受け入れる姿勢を保つこと

ができること。

(4) 営利を目的としないこと。

(5) 法令を遵守する者であること。

(6) 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを目的とする者でないこと。

(7) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とする者でないこと。

(8) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを目的とする者でないこと。

(9) 暴力団もしくはその構成員の統制の下にある団体に属する者でないこと。

(10) 本規約を遵守する者であること。

#### 第 6 条(登録手続)

1 サポーター登録は、特設ウェブサイトの登録フォーム等より必要事項を記載することによって、その申込みを行う。

2 下記に該当する場合、事務局は登録を拒否する場合がある。

(1) 申込み内容に虚偽の記載があった場合

(2) 事務局より連絡が取れない場合

(3) その他、登録の拒否が相当であると事務局が判断した場合

#### 第 7 条(登録期間)

1 サポーター本人からの登録解除の申出がない限り、原則としてプロジェクト実施期間において継続する。

2 途中で継続しない意思を確認した場合は、前項の登録期間にかかわらず、サポーター登録が抹消される

#### 第 8 条 (肖像権等)

サポーターは事務局に、プロジェクト特設ウェブサイト(以下「特設ウェブサイト」という。)、上野文化の杜公式ウェブサイト、SNS 等に掲載するため、サポーター活動時に随時活動を写真・動画等で記録を行うことがあること、それらに自らの肖像が映り込むことを理解するとともに、事務局がそれらの写真、映像等を特設ウェブサイト、上野文化の杜公式ウェブサイト、SNS 等に掲載することがあることに予め同意する。

#### 第 9 条 (守秘義務)

サポーターは、サポーター活動中に知り得た主催者及びプロジェクトに関する機密事項(個人情報を含む)を、第三者に開示し又は漏洩してはならない。サポーター登録期間中も登録抹消後も同様とする。

#### 第 10 条(報酬等)

主催者は、サポーターに対しサポーター活動参加の報酬その他の対価、交通費、食費等は支払わないものとし、サポーターは無償であることを理解したうえでサポーター活動を行う。

#### 第 11 条 (保険)

主催者は、活動内容に応じてボランティア活動保険等相応の保険に加入するものとする。

#### 第 12 条 (免責事項)

主催者は、ボランティア活動中に次の各号の事由が発生した場合でも、一切の責任を負わない。

- (1) サポーターと第三者の間における事実上又は法律上の紛争
- (2) 主催者の責めに帰すべき事由によらずに発生した、サポーターの病気やけが等の事故

#### 第 13 条(登録内容の変更)

サポーターは、登録時の情報に変更が生じた場合、都度事務局へ届け出なければならない。

#### 第 14 条(登録解除手続)

サポーターは、サポーター登録の解除を希望する場合は、事務局に解除の申出を行う。

#### 第 15 条(登録の抹消)

事務局は、サポーターに次の事由があると判断した場合には、予告なしにサポーター登録を抹消することができる。

- (1) 申込み内容に虚偽の記載があった場合
- (2) サポーター活動の運営を故意に妨害する等、不適当な行為を行った場合
- (3) 本規約に違反した場合
- (4) 第 6 条第 2 項に基づく登録継続の意思確認ができなかった場合。ただし、本条に基づきサポーター登録を解除された場合でも、第 5 条第 1 項の手続により、再度登録を行うことができる。
- (5) その他、事務局が不適当であると判断した場合

#### 第 16 条(規約の変更)

1 事務局は、本規約を随時変更できるものとし、変更した場合、事務局から特設ウェブサイト等で告知する。

2 前項の本規約の変更は、公式特設ウェブサイトに掲載した時点より効力が生じる。

#### 附則

本活動規約は、2018 年 8 月 21 日より施行する。